

2021年3月吉日

お客さま各位

奈良信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設に伴う「預金規定」改定のお知らせ

平素は奈良信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では「未利用口座管理手数料」の新設に伴い2021年4月1日より下記の「預金規定」を改定いたします。

本手数料は2021年4月1日以降、新たに開設いただく口座を対象に適用させていただくものであり、日頃の入出金や口座振替等でご利用いただいている口座は本手数料の対象となることはありません。

記

1. 改定規定

《預金規定集》

- ・普通預金規定
- ・無利息型普通預金規定
- ・貯蓄預金規定

2. 新設内容

(未利用口座管理手数料)

(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、本条において「手数料」といいます。）をいただきます。

- ①2021年（令和3年）4月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座を含みます）であること。
- ②最後の預入れまたは払戻し（当該普通預金口座の利息の元本への組入れおよび本手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがないこと。
- ③預金残高が1万円未満であること。
- ④同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産の取引がないこと。
- ⑤同一店舗において、借入れがないこと。

(2) 前記(1)すべての条件に該当した場合、口座名義人に対し届出の住所にあてて案内文書を送付します。案内文書の送付後、3ヶ月経過後においても取引がないときは、当該口座から、払戻請求書等によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の

状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。

(3) 手数料の引落としに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。

(4) 負担いただいた手数料の返却および解約した口座の再利用には応じられません。

詳しくは当金庫ホームページ内「預金規定集」をご覧ください。

《預金規定集 URL》

<https://www.narashin.co.jp/approach/regulations/>

《預金規定集QRコード》



以 上